

編集発行人

パワーアライアンス税理士事務所 税理士 若 杉 〒151-0073

東京都渋谷区笹塚3-37-1 第1花井ビル2F

TEL 03 (5365) 4744代) FAX 03 (5365) 4745 E-mail info@wakasugi.zei-mu.ne

メタセコイア

11月の税務と労務

- 国 税/10月分源泉所得税の納付 11月10日
- 国 税/所得税予定納税額の減額承認申請

11月17日

国 税/所得税予定納税額第2期分の納付

12月1日

国 税/9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

12月1日

12月1日

国 税/12月、3月、6月決算法人の消費税等の 中間申告(年3回の場合)

国 税/3月決算法人の中間申告 12月1日

国 税/個人事業者の消費税等の中間申告

(年3回の場合) 12月1日

地方税/個人事業税第2期分の納付

都道府県の条例で定める日

(霜月) NOVEMBER

3日・文化の日 23日・勤労感謝の日 24日・振替休日

		一月一	一火一	一水一	一木一	金	-
	•	۰	۰	٠	۰	٠	1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	<i>29</i>
	<i>30</i>	٠	٠	٠	٠	٠	•
ı							

※税を考える週間 11月11日~11月17日



税を考える週間 税の役割や意義を理解し、納税意識を高めることを目的とした啓発活 動が「税を考える週間」です。毎年この時期には各地で税に関する様々な広報イベントや 講演会が開かれるほか、児童・生徒から募集した税に関する作文や書道、標語などの作品展・ 表彰式、税務行政への功労者に対する納税表彰なども行われます。

は、相続や第与によって十は、相続や贈与によって十は、相続や贈与によって十は、相続や贈与によって十は、相続や贈与によって十日である。 一種の算定基準となるもの がありました。 一種の質定をでいる。 は、相続や贈与によって十 相続や贈与によって土地を一分の公表される路線価 価 という指標 ||格を示す指標
| が用いら す ありますが

今回は、相続税や贈与機価の額が公表されませ この算定基準となるものです。こしたときに、その土地の評 個」(以下「路線価」の際の基準となる た土地評 線 [価図 0) 路線 、贈与税 ます。 価 年分の 額 や路 0) 、 算 線 に 二) に 相 額 路

線 価とは

等をみて

きます。

表り面 の価値 ています。 個額(千二級価とは、 -円単 そ 路 位地線 年の表1道 示 1 m²路 当 月 をた 1

表された路線価を適用し場合に、その年の7月1歳、又は贈与で土地を取 続、 日 から 12 月 31 日 ま 一地を取 で 71日に 0) L じます。 間 得 じに 発た相

線価 図 0) 見

たい土は 方法は、 認することができます。路線価図・評価倍率表」 評 玉 |税庁 **二価対象**: → が所確 ホ 在 認 地 4 る、の都 にしたい特 はする都 になっ。探 か ジ

確設評 定価 図 評価対象地に接している道路に評価対象地が特定できたら、順に項目をクリックします。の道府県→市区町村→町丁名、の 所 0) 認します。このとき され する部 欄 ている路線価の金額を 合域 外には評価 急地 路線価 ع が

> より ます。

な評し

価 正

開類を算 調を算

必 出

要とな 「でき

す

各種補

率を適用す

n

りす

価倍率表ない地域 額 定対価 を算出し 図の 示される の倍率を乗じること象地の固定資産税評 なお、 て示される記 とおりです。 することができま るの 金 価 **参照します。** の市区町村の 一対象地が所 号の意思を地区に が設 定さ 対が所れ 権区 価 は割分 額 合と <u>ئ</u> ك に評一在 7 一次 一価評す

$\mathbf{3}$ 土 路線 地評価額 価 に基 の算 づ 出 方 法

0 ば15 すに万、万。地 ることができます。 万 万 円15円評 積価 トと評価額 万円×1つ 地積が1 を乗 価 実際の相 対 じることで算 が 1 の 0) 0 0) 評 `概算 0 路 価 0 線 額 m^2 を算 価 は Ш m² 出 路 1 での額 出5 あ額にしま 線 価

(普通商業・併用住宅地区)

国税庁資料より

【路線価の計算例】

ま

自用地の価額

300C 35m 700.0 m

どの各種補正率を乗じて算出によって、「奥行価格補正率」・評価対象地の形状や接する路路

ばしな線は

なお、

続

税

評

価

路額

(路線価) (奥行価格補正率) (面積) (自用地の価額) 300,000円 × 0.97 × 700.0m² = 203,700,000円

借地権の価額

(自用地の価額) (借地権割合) (借地権の価額) 203,700,000円× 70% = 142,590,000円

4 注 事 頂価 を 確 認する 際 0)

の適合業通と地

あ併宅

れり用地た

ま住区

宅

地

ح

61

パにっ普

よた

り場 庿

南

側

・住い区

9

場

道

が路通

側 宅

北 住

が地

は

で用も

かさ、

補

ず。

を率地区

が区区

適

範

Œ.

確

K なり 分

把

ź

す

用る

囲正

◆ なて記に差を が象 土いい載、が参年異地 が象ま す。 や認道い地く、地会性でも年子なる場合がなる場合がない。 を主たのと所のとのののでは、 を主たのと所ののでは、 を主たのとが、 を主たのとが、 を主たのとののでは、 を主たのとがなる場合がない。 を主たのとは、 ののでもに、 のので 見点路適 元などを の線 地価 た 価は が反公 つ映 図路評 É あ ょ て、 誤 価 ŋ ŋ 価 9 ます 7 価額 7 やの 図に路 線 じ 決 専 1 0 は誤りがな年分がある。 価評 定 ਣ の価 家 1 がしが上ぬ図 額対れの日

> 地 借 記 る 可のり号借 借 も重 7 地 性価いが額る 権 要です。 割 割 ありり出り 合の 合を示 ま出や 適用 号に に誤し す A を にも注意 ŋ 7 \(G 誤ると、 がい る 生 士 0)

まし 地権 ょ う。 記

【参考資料】 国税庁 ホームページ 路線価図の 閲覧の仕方

地

X 地

分

の

ま 照

しよう。

て、 よって自自的

差区区

点分

先 同 用

じ

道道注中路意

小沿!

ひ工

場で

や認道い地

合近

ょの

合に所

評は物

価公を

有や

可の

です。

用のだ

参 なす。

活 資 策れ

ま明だの

で

買税用る

金い際

が際けい指動目

不続

対らの所程

参

b

産等広出て

動税幅算れ格

て売のくすおのな

て考

確け地路

特はの価

定評記図

き対がは

n 8

でま標産途地地

で

番 線

価載に!

す

図 路線価図の説明

路線価図の年分

及びページを表示

しています。

国税庁資料より

通

地区及び地区と借地権割合の適用範囲を示す記号です。記号の端が「黒塗り」等で 表示されている地区区分の見方は、次のとおりです。

- 「黒塗り」の場合、その地区区分は「黒塗り」側の路線の道路沿いのみが該当します。
- 「斜線」の場合、その地区区分は「斜線」側の路線は該当しません。

な象な土 ◆なて記 い地く地公土いい載 この、の図地かるさ

特 認の

L

ま

Ĺ

分に

5

ま

定に注

意

る

示 線

価

士:

指

標

ح

割 公路

有度価

とし価定の電気の電子の一般である。

をら価

相て格め示の

不を格は

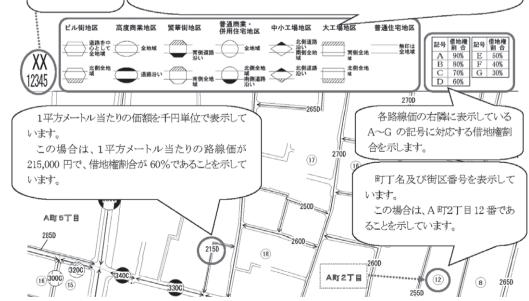
ます

年のの線

対

象

「黒塗り」又は「斜線」ではない「白抜き」の場合、その地区区分はその路線全域で該当します。



税金クイズ

ゴルフ場を利用したときは、原則として「ゴルフ場利用税」がかかります。それでは、次の方のうち、ゴルフ場利用税がかからないのは誰でしょうか?

- ① ゴルフ初心者の方
- ② 週2回以上利用する方
- ③ 年齢70歳以上の方

【解説】

ゴルフ場でラウンドする際に、毎回支払っている税金がゴルフ場利用税です。この税金はプレー料金と一緒に払っているため、しっかり利用明細書を確認しないと目に留まることがないかもしれません。

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場が開発許可、 道路整備、防災、廃棄物処理などの地方公 共団体の行政サービスと密接な関連を有す ること、また、ゴルフ場の利用料金は他の スポーツ施設の利用料金と比べて一般に高額で、利用者には十分な担税力があるるすまして、ゴルフ場の利用者に課税です。税額は1日当たり800円(標です。税額は1日当たり800円(標です。税額は1日当たり800円までとなっています。ボスリンはのでとなっていますが、ボスリンはできなっていますが、対しては発生したのではがある。平成15年にできた非課税は発生しまり、①18歳未満又は70歳以上の方、3国体・国際競技大会のの対により、①18歳未満又は70歳以上の方、ではより、①18歳未満又は70歳以上の方、がではより、②国体・国際競技大会のがでは非課税とされました。

ゴルフ場でチェックインのとき、面倒くさいと思いながら、毎回、受付用紙に住所氏名とともに生年月日まで記入しますが、あれはゴルフ場利用税の対象者かどうかを判断するためだったのですね。

正解は、③年齢70歳以上の方でした。 (出典:総務省ホームページ)

れ由い超 由たっ きなかった期間がある場合には、 る親族としてその事業に従 従 によ には れば える期間専ら事 事 色 可 6り事業主と生計ない、事業従事者が担 就職 足ります。 事 能期間」 例 や退 従 職 者 この 3月 業に の2分の 0 組当の 判 従事 を 相当 まで事 一にす 定 の して 事で 1 弹 を

〜従事期間が短い場門色事業専従者給与

給与はま してい. 従従他た事事社場 かに なお、事業専従者(白色申て必要経費に算入されます。 て 従 争した場合は を 可 61 いれば、その間に起える期間専ら恵 青色事業 ては 超える期 能期間とし、 し 7 この 3 4 月 か 間規定 、4 から事業に 8 月に 2 、 専従者給与とし 9月から 間に支払った 他 足はなく、 事 社に 業に従 米に従事の2分の 就 専従

KEY WORD 短期アルバイトの源泉徴収

年末年始に短期でアルバイトを雇う場合があります。通常、アルバイトに給与を支払う際に源泉徴収する税額は、一般社員の環境に、給与所得の源泉徴収税額表の月機を使るとは日額表の甲欄又は乙欄を使又はめられて計算している場合で、①定と日で、2か月と超れる場合は継続して2か月を超当ます。大をは日額表の丙欄により税額を求めます。例えば日給9,000円の場合、甲欄は0円です。税額が発生しますが、丙欄は0円です。

したがって、2か月以内の短期で募集するアルバイトに日給や時間給で支払う給与は、日額表の丙欄を使います。なお、当初の契約期間が2か月以内でも、延長で2か月を超えた場合は、その超えた日から丙欄は使えませんので注意が必要です。